

和地ひとみレポート No.327



令和元年第3回市議会定例会

新たな制度“会計年度任用職員”とは

■昨年度の財政健全化比率は

…9月3日より令和元年第3回市議会定例会が開会されています。毎定例会では議決案件、報告案件などが出され、市議会で案件ごとに審査をし、議決を行いますが、今定例会（＝毎年9月に開催される定例会）には、昨年度の決算結果が出されており、これら決算については、別途、決算特別委員会を開催し、細かく内容を審査したのち、定例会最終日に決算の認定についての議決が行われます。

…今回の定例会に提出された昨年度決算関係以外の議案などは、条例関係3件（制定1件、一部改正2件）、補正予算関係6件、市道路線の認定1件のほか、市内の体育施設の指定管理者の指定に関するものが1件。また、報告案件については3件ありました。

…報告案件のうち2件は、昨年度の決算の結果を受けて、国が指定している地方自治体の財政の健全化を示す「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標の結果と公営企業会計（東大和市の場合は下水道事業特別会計と土地区画整理事業特別会計）の資金不足比率についての報告です。…これらの指標は、2006年に北海道夕張市の財政破綻が発覚したことをきっかけに、国が翌07年に自治体財政健全化法を公布したことに基づくものです。この法では都道府県や市区町村に「実質赤字」「連結実質赤字」「実質公債費」「将来負担」の四つと公営企業会計の「資金不足」の比率を毎年度公表することを義務づけており、比率が一定の基準を超えると、財政健全化計画を策定し、県や国への報告が必要になったり、総務大臣の許可を得なければ地方債が発行できなくなるなどの対応や制限が設けられます。

…昨年度の東大和市のこれらの比率は以下のとおり、全て国が定めた比率より良い結果＝すなわち財政は健全であるとの結果が出ています。また、これらの比率の正確性については、市の監査委員の監査を必要としており、結果については監査委員の意見が付されることとなっています。私も監査委員として初めて、これらの数値の根拠となる数値を確認し、その内容が適正かどうかを監査しました。

■地方公務員法、自治法の改正にともない

…今回出されている条例関係の議案のうち「制定＝新しく作る条例」は1件ですが、この条例は「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」というものです。すなわち、まったく新しい条例という意味合いよりも、既存の条例で決められている内容を法律の改正に伴って様々変更する必要があるため、それらを整えるために制定する新たな条例ということです。

…今回の法改正は、今まで「臨時職員」「嘱託員」という形で市で働いていた人たちを新たに「会計年度任用職員」とすることが主なポイントで、「臨時職員」「嘱託員」に関するものが明記された条例については変更が必要な部分が多数あり、東大和市でもこの法改正の影響を受ける条例が11もあります。

■会計年度任用職員とは

…会計年度任用職員制度は、地方公務員法や地方自治法の改正により、来年4月1日から施行される制度。今までも各自治体において、臨時的任用職員や嘱託員等の非常勤職員が雇われていますが、この改正の施行後は、全国的に会計年度任用職員という身分になります。

…今までの地方公務員法における臨時的任用職員や嘱託員には共通して定められている事項が少なく、不十分であり、自治体ごとに取扱いが大きく異なっていました。今回の法改正で新たに設けられた会計年度任用職員の具体的な労働諸条件についても各自治体で定められる部分はありますが、共通して法律で定められている事項も多く設けられているため、待遇など一定のレベルが保たれるようになります。

…東大和市には、臨時職員、嘱託員の方が620人も勤務しており、その数は正職員数476人よりも多い状況です。今回の改正内容については、前述のとおり各自治体で具体的な内容について決定できる部分もあり、東大和市においては、現行の臨時職員・嘱託員制度を基本とし（例えば時給など）、国及び東京都の制度を参考にして整備したとのこと。

健全化判断比率	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	-	12.66%	20.00%
②連結実質赤字比率	-	17.66%	30.00%
③実質公債費比率	▲2.7%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	-	350.0%	
資金不足比率	平成30年度	経営健全化基準	
①下水道事業特別会計	-	20.0%	
②土地区画整理事業特別会計	-		

※表中の「-」は、それぞれの実質赤字額、連結実施赤字額、将来負担額及び資金不足額がないことを表している。

なお、「0ゼロ」と表示しないのは、実質赤字比率、連結実施赤字比率、将来負担比率及び地金不足比率がマイナス比率（実質収支の黒字および資金剰余）となるためである。

【東大和市の臨時職員・嘱託員】 今年4月1日現在

	人数	主な職種例
嘱託員	173人	事務専門員、庁用車運転業務員、保健師、保育士、児童館業務員、学童保育所指導員、介護認定調査員、スクールカウンセラー等
臨時職員	447人	一般事務、保健師、保育士、児童館・学童保育所業務員、土木清掃作業員、介助員、学習支援員、スクールサポートスタッフ等
合計	620人	

…また、今回の制度で一番大きな点は、その名称の通り、任期は会計年度を超えない1年以内となったこと（最長4月1日から翌年の3月31日まで）ですが、待遇面では期末手当や通勤費が支給されるようになることや任用年数や勤務日数に応じて年次有給休暇が付与されたり、一定要件の下で有給の夏季休暇や慶弔休暇や無給の育児休暇・休業、無給の介護のための休暇が付与されるなどの待遇面での改善がされました。

◆東大和市の会計年度任用職員制度の概要

【勤務条件】

- ・任期は会計年度を超えない1年以内とする。
- ・勤務時間は1週間当たり30時間以内、1日当たり7.5時間以内とする。
- ・人事評価を実施する。

【報酬・手当】

- ・期末手当を支給する(2.6月。ただし導入2年間は経過措置を設け、令和4年度以降が2.6月となる。)支給基準日は6月1日及び12月1日。対象となるのは週20時間以上かつ6か月以上の任用期間があることとする。
- ・通勤費(費用弁償)を支給する。
- ・報酬額は、時間額4000円を上限として、現行の臨時職員・嘱託員の額を原則として維持。ただし、一部の職種については引き上げを行う。

【任用】

- ・原則公募によることとし、試験又は選考により採用。
- ・公募によらない再度の任用は、4回までとする。
- ・採用当初1か月は条件付き採用とする。(再任の場合も)

■市の業務の形にも影響？

…“官製ワーキングプア”という言葉もある中、一般的に民間企業ではアルバイトやパートにも支給される交通費などが今まで出ていなかった状況を考えると、今回の法改正により、市で働く正職員以外の方の待遇の改善は良い事ですが、一方で、市の説明によると、この制度移行に伴い、すべての臨時職員と嘱託員を週30時間、1年間任用、期末手当を2.6月支給した場合の経費増額は約2億8千万円にもなるとのこと。

…このような人件費増の影響について、多くの自治体が、まさしく“悲鳴をあげて”おり、国に財政的措置を要求すべきとしています。東大和市については、今回の制度変更とともに、今後の人口減少による人材確保の難しさなども踏まえ、以前、このレポートでも取り上げたように、学童保育所の民間委託と市民部窓口業務の民間委託を導入することとしています。

…今回の定例会で提出された補正予算では、これら2つの民間委託に関する予算が計上されており、民間委託に反対の議員からは様々な質疑が出され、今までにないほど、本会議の時間が長くなりました。また、これら2つの民間委託について反対する陳情も3件、今定例会に出されているため、陳情審査を取り扱う各所管の議会常任委員会では、民間委託についての様々な議論が行われることになっています。常任委員会は9月12日～17日に開催されるので、これらの議論については、別途レポートでご紹介したいと思います。

■印鑑登録に関する変更も

…その他に提出された条例は「東大和市印鑑条例の一部を改正する条例」と「東大和市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例」です。「東大和市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例」は、国保の広域化により、国保の財政運営に変更が生じたことを受け、基金の設置目的等の改正が必要となったための条例改正です。

…また、「東大和市印鑑条例の一部を改正する条例」は、国が今年4月17日に全国の都道府県に対して『印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について』という通知を出したことを受けてのことです。この通知の内容は「今年の11月5日以降は、旧姓のハンコでも印鑑登録できるようにする」。つまり、結婚や離婚、養子縁組などで姓が変わっても、それ以前の旧姓(旧氏)のハンコを実印として使えるようになるということ。ただし印鑑登録制度は自治体の条例で定められているので、各自自治体が印鑑条例を改正し、印鑑証明書発給システムの改修などをおこなうことになります。このような中、東大和市では今年11月5日から「旧姓のハンコの印鑑登録」が可能になるよう、条例改正を行いました。

…前回の定例会には「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出してほしい」旨の陳情が出され、東大和市議会では所管する総務委員会で審議した結果、賛成多数で可決し、国に意見書を提出しました。今年の11月5日から住民票とマイナンバーカードに旧姓表記が出来るように国では定めています。女性の活躍、社会進出を後押しするような様々な制度改正が行われています。今回の印鑑登録関係の条例改正は各自自治体に任されている中、東大和市はいち早い対応で条例改正を行ったことは評価すべきだと思います。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

【プロフィール】「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」



東大和市 市議会議員
和地 ひとみ

1970年 東京都北区生まれ。父の転勤で1歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山あいの小学校で臨時教諭として担任を2年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。『学校』の外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク(※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換)に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。月刊誌『日経WOMAN』のベンチャー企業で活躍する女性特集で取り上げられる。その後、人材開発部長を拝命。『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報、社員研修、組織活性化などに従事。2011年4月、初当選。現在3期目。顔の見える議員として、日々奮闘中。

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP : <http://www.wachi1103.jp>
 ✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp 【電話・FAX】 042-516-8546
 〒207-0005 東大和市高木 3-274-2-102